

<パワーフレックス規約集>

2025年1月7日(火)よりパワーフレックス規約集を以下の通り改定いたします。

■ 改定日:2025年1月7日

■ 改定規定

- ・パワーコール規定(パワーフレックス用)
- ・個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて

■ 変更・追加(削除)する文言は**朱書き**

パワーコール規定(パワーフレックス用)(P. 15)

改定前	改定後
<p>I. 一般サービス</p> <p>1. 本サービス内容</p> <p>(1)照会サービス</p> <p>①残高・取引内容照会サービス 利用者のパワーフレックス口座(カードローン専用口座を含み、以下「利用口座」といいます。)に関する残高照会、取引内容照会等の当行所定の各種照会サービス。</p> <p>②(省略)</p>	<p>I. 一般サービス</p> <p>1. 本サービス内容</p> <p>(1)照会サービス</p> <p>①残高・取引内容照会サービス 利用者のパワーフレックス口座(以下「利用口座」といいます。)に関する残高照会、取引内容照会等の当行所定の各種照会サービス。</p> <p>②(現行通り)</p>
<p>(3)資金移動取引</p> <p>次の資金移動取引において取扱う当行預金の種類および取扱対象手続きは当行所定のものに限ります。また、当行所定の資金移動取引において、一日に取扱う取引金額の上限は当行所定の範囲内とします。</p>	<p>(3)資金移動取引</p> <p>当行所定の預金に関する当行所定の資金移動取引。当行所定の資金移動取引において、一日に取扱う取引金額の上限は当行所定の範囲内とします。</p>
<p>①同一口座振替取引(外貨の売買) 利用口座の円普通預金から資金を引き落として同口座の外貨普通預金に入金する取引、利用口座の外貨普通預金から資金を引き落として同口座の円普通預金に入金する取引、または利用口座の当行所定の外貨間取引対象通貨の外貨普通預金から資金を引き落として同口座の他の外貨間取引対象通貨の普通預金に入金する取引(以下「同一口座振替取引」といいます。))。</p> <p>②定期預金・住組預金入金取引</p>	<p>①~⑪(削除)</p>

利用口座の円普通預金または外貨普通預金から資金を引き落として、同口座の円定期預金、外貨定期預金、円住組預金および外貨住組預金に入金する取引(以下「定期預金入金取引」といいます。)

ただし、外貨定期預金への入金、円普通預金または同一通貨の外貨普通預金からの振替に限り、外貨住組預金への入金は同一通貨の外貨普通預金からの振替に限ります。

③定期預金満期継続方法変更取引

利用口座の円定期預金の満期日での継続方法の変更をする取引(以下「定期預金満期継続方法変更取引」といいます。)

④円定期預金期日前解約

当行がやむをえないと認めた場合において、利用口座の円定期預金を満期日前に解約して同口座の円普通預金に入金する取引(以下「円定期預金期日前解約」といいます。)

⑤ 他口座振替取引、振込取引、組戻し

(a) 利用口座の円普通預金から資金を引き落として、あらかじめ届け出られた当行内の事前登録口座の円普通預金に入金する取引、または利用口座の円普通預金または外貨普通預金から資金を引き落として店頭等に表示する当行所定の指定預金口座に入金する取引(以下これらの取引を「他口座振替取引」といいます。)。利用口座の円普通預金から資金を引き落として、あらかじめ届け出られた国内の他の金融機関の事前登録口座に振込通知の発信をする取引(以下「振込取引」といいます。)

(b) 振込取引にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。

(c) 振込取引の成立後に、その依頼内容を変更する場合には、当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号を通じて接続される電話センター(以下「当行コンタクトセンター」といいます。)において訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、組戻しの手続きにより取扱います。

(d) 訂正の依頼にあたっては、第4条の本人確認手続きを経たうえで依頼内容を伝えてください。

(e) 当行コンタクトセンターは、利用者の依頼に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(f) 前(e)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができない場合があります。訂正の依頼後、訂正の実行を確認し、訂正ができない場合には、受取人との間で協議してください。

(g) 振込取引の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当行コンタクトセンターにおいて、組戻しの手続きにより取扱います。

(イ) 当行コンタクトセンターは、利用者の依頼に従って組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(ロ) 組戻された振込資金は、振込の出金をした利用口座の預金に入金することで返却します。

(f) 前(e)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。組戻しの依頼後、組戻しの実行を確認し、組戻しができない場合には、受取人との間で協議してください。

(g) 組戻しにあたっては、当行所定の組戻し手数料をいただきます。この場合、前(b)の振込手数料は返却しません。また、組戻しができなかったときについても、組戻し手数料は返却しません。

⑥受付時限(時間外)、処理日

他口座振替取引および振込取引を当行所定の当日処理受付時限を過ぎて受付けた場合には、その取引の資金の引落しは受付日に、入金および振込通知の発信は翌窓口営業日(主・日曜日、祝・休日、12月31日、1月2日および1月3日を含みません。なお、これらの日を以下「一般の休日」といいます。)に行います。その場合、引き落とした資金には付利しません。

⑦特別預金振替取引

利用口座の円普通預金から資金を引き落として同口座の特別預金へ入金する取引または利用口座の特別預金から資金を引き落として同口座の円普通預金に入金する取引(以下「特別預金振替取引」といいます。)

⑧2週間満期預金入金取引

利用口座の円普通預金から資金を引き落として、同口座の2週間満期預金へ入金する取引(以下「2週間満期預金入金取引」といいます。)

⑨2週間満期預金満期継続方法変更取引

利用口座の2週間満期預金の満期日での継続方法の変更をする取引(以下「2週間満期預金満期継続方法変更取引」といいます。)

⑩2週間満期預金期日前解約

当行がやむをえないと認めた場合において、利用口座の2週間満期預金を満期期前に解約して同口座の円普通預金に入金する取引(以下「2週間満期預金期日前解約」といいます。)

⑪外貨普通預金払戻し取引(外貨宅配サービス)

外貨宅配サービスにより、利用口座の当行所定の外貨普通預金口座から引き落とした外貨を代わり金として、同額の同通貨の外貨現金をお客さまのお届出の住所に送る取引。

(4)カードローン取引

利用口座のカードローン専用口座から借入れ同口座の円普通預金に入金する取引(以下カードローン借入取引といいます。)、または利用口座の円普通預金から資金を引き落として同口座のカードローン専用口座に入金する取引(以下「カードローン返済取引」といいます。)

(4)組戻し手続き

利用口座の円普通預金から資金を引き落として、当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座に振込通知の発信をする取引(以下「振込取引」といいます。)の成立後にその依頼を取りやめる場合における、組戻しの手続きを受け付けるサービス。当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号を通じて接続される電話センター(以下「当行コンタクトセンター」といいます。)は、利用者の依頼に従って組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。組戻しされた振込資金は、振込の出金をした利用口座の預金に入金することで返却します。振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。組戻しの依頼後、組戻しの実行を確認し、組戻しができない場合には、受取人との間で協議してください。組戻しにあたっては、当行所定の組戻し手数料をいただきます。この場合、組戻しの対象となった振込取引の手数料は返却しません。また、組戻しができなかったときについても、組戻し手数料は返却しません。

(8)(新設)

(8)外貨宅配サービス

利用口座の当行所定の外貨普通預金口座から引き落とした外貨を代わり金として、同額の同通貨の外貨現金をお客さまのお届出の住所に送るサービス。

6. サービス・取引の依頼・受付・成立

(1)～(3)(省略)

(4) ①資金移動取引(カードローン借入取引およびカードローン返済取引を含みます。以下同じ。)では、利用者が依頼した取引の内容を復唱しますので、依頼した取引の内容を確認したことを伝えてください。これを当行が確認した時点で、当行は資金移動取引を受付けたものとします。

②(a)(省略)

(b) 利用口座からの資金の引き落としの後、引き落とした資金で利用口座、**事前登録口座**または**指定預金**口座への入金処理をする資金移動取引では、前(a)に加え、入金処理が行われた時点で、取引が成立するものとします。この入金処理ができない場合は、当行は、資金移動取引の依頼がなかったものとみなして資金移動取引の取扱いをいたしません。

(c)(省略)

③(省略)

④(新設)

6. サービス・取引の依頼・受付・成立

(1)～(3)(現行通り)

(4)①資金移動取引(**組戻し手続き**および**外貨宅配サービス**を含みます。以下同じ。)では、利用者が依頼した取引の内容を復唱しますので、依頼した取引の内容を確認したことを伝えてください。これを当行が確認した時点で、当行は資金移動取引を受付けたものとします。

②(a)(現行通り)

(b)利用口座からの資金の引き落としの後、引き落とした資金で利用口座または**他**口座への入金処理をする資金移動取引では、前(a)に加え、入金処理が行われた時点で、取引が成立するものとします。この入金処理ができない場合は、当行は、資金移動取引の依頼がなかったものとみなして資金移動取引の取扱いをいたしません。

(c)(現行通り)

③(現行通り)

④**他**口座への振替取引および振込取引を当行所定の当日処理受付時限を過ぎて受付けた場合には、その取引の資金の引落しは受付日に、入金および振込通知の発信

は翌窓口営業日(土・日曜日、祝・休日、12月31日、1月2日および1月3日を含みません。)に行います。その場合、引き落とした資金には付利しません。

以上

<個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて>(P.37)

改定前	改定後
<p>利用目的 II. 個人番号の利用目的 個人情報等のうち個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。</p> <p>1.お客さまに係る以下の個人番号関係事務のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金融商品取引に関する口座開設の申請および届出事務 ○金融商品取引に関する法定書類作成事務 ○生命保険契約等に関する法定書類作成事務 ○損害保険契約等に関する法定書類作成事務 ○信託取引に関する法定書類作成事務 ○金地金等取引に関する法定書類作成事務 ○国外送金等取引に関する法定書類作成事務 ○非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 ○財形制度等の運用に関する事務 ○教育資金管理契約に関する法定書類作成事務 ○結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務 ○金融商品取引に関する振替機関等への提供事務 ○租税条約に関する届出書の受付事務 ○預貯金口座付番に関する事務 <p>(追加)</p>	<p>利用目的 II. 個人番号の利用目的 個人情報等のうち個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。</p> <p>1.お客さまに係る以下の個人番号関係事務のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金融商品取引に関する口座開設の申請および届出事務 ○金融商品取引に関する法定書類作成事務 ○生命保険契約等に関する法定書類作成事務 ○損害保険契約等に関する法定書類作成事務 ○信託取引に関する法定書類作成事務 ○金地金等取引に関する法定書類作成事務 ○国外送金等取引に関する法定書類作成事務 ○非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 ○財形制度等の運用に関する事務 ○教育資金管理契約に関する法定書類作成事務 ○結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務 ○金融商品取引に関する振替機関等への提供事務 ○租税条約に関する届出書の受付事務 ○預貯金口座付番に関する事務 ○公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務(2025年3月3日受付開始) ○災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務(2025年3月3日受付開始) ○本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務(2025年3月3日受付開始)

以上